

申27号



人事・賃金制度の見直しに関する 第2次解明交渉(医療) 第12回目 **その1**

本日、「人事・賃金制度の見直しに関する第2次解明」の第12回交渉を行いました。項目は、医療社員の賃金制度・職名について第111項～129項を議論し、全ての項目について解明交渉を終了しました。

これまでの解明交渉で明らかになった会社提案の制度の矛盾点を踏まえ、過度な競争を許さず安全が損なわれることのないよう、全組合員の議論を通じて組合案をつくりあげ、その実現に向けたたかいを推し進めていきましょう！

確認事項 ～詳細は交渉のポイントをご覧ください！～

◇第111項 初任給の設定における今後の法改正時の対応について

- ・専門学校の大学化など、資格を得るのに修業年限が変わる場合、必要に応じ見直していく。
- ・薬剤師の初任給については、4年制で資格を取って3年目を迎えた社員の基本給を、6年制で入社直後の社員の初任給が越えないよう、初任給の加算額を8号俸以内に抑えている。

◇第112項 第二基本給を廃止しない根拠および退職金への影響について

- ・第二基本給に対しての周知は積極的には行っていないが、就業規則に記載してある。

【一般職77項目回答】と同様の考え方である。

- ・今回の制度改正に当たって、第二基本給改廃については検討していない。
- ・退職金が減額になるケースはあるかもしれないが、生涯賃金は上がる。
- ・第二基本給は退職金制度を改正する機会があった場合に同時に議論すべきである。

◇第121項 「特別加給」に値する基準と金額について

【一般職80項目回答】と同様の考え

- ・特別加給は、1年間の人事考課で判断し、勤務成績が特に優秀な社員に適用する。
- ・金額は現行の号俸加給ではなく所定昇給額以内を支給するが、具体的な支給額は検討中である。
- ・定期昇給がある社員を対象とする。
- ・満55歳以上の社員には適用しない。

◇第122項 昇給の欠格条項に対する考え方について

【一般職81項目回答】と同様の考え

- ・名称が改まるが、内容の変更はない。
- ・金額により端数が生じた場合(例えば5,900円の1/4など)、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てる。